

議案第53号

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月13日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保険料の減額賦課に係る保険料率を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例（平成12年3月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び令和2年度の各年度」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号から第4号までの規定にかかわらず、令和2年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号又は第2号に掲げる者 23, 220円

(2) 第1項第3号に掲げる者 38, 700円

(3) 第1項第4号に掲げる者 54, 180円

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。